

エーチーム・アカデミー入学金不返還条項の差止請求訴訟の最高裁判決について

2024年4月4日

消費者機構日本

《要旨》

この度、最高裁判所は、表記の案件について、令和6年3月15日付で株式会社エーチーム・アカデミー（以下「相手方」と言います。）が、東京高等裁判所が下していた控訴審判決（令和5年4月18日付）に対する不服申立として行っていた上告及び上告受理申立に対し、これらを棄却し、あるいは受理しない旨の決定を行いました。

その結果、エーチームの学則上の入学金全額不返還条項が消費者契約法9条に抵触する不当条項であるとする当機構側の主張を概ね認めていただいた（一部認容判決）上記東京高裁判決が、そのまま確定したこととなります。

《事案概要》

芸能人養成校を運営する(株)エーチーム・アカデミーは、入学時諸費用（38万円。消費税除く。）について、退学等の場合返金しないと定めていますが、当機構は、2018年（平成30年）5月16日、そのような意思表示を行わないよう、東京地方裁判所に差止請求訴訟を提起し、これに対し東京地裁は、入学時諸費用38万円のうち「13万円」を超えて不返還としてはならない旨を判示しました。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_system cms203 220324 05.pdf

同第一審判決に対し、双方が控訴して争ったところ、控訴審である東京高裁判決では「7万円」を超えて不返還としてはならない旨を判示しました。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_system cms203 230710 01.pdf

当機構としては、控訴審判決で不返還を認める範囲が相当程度に減少したことを一応の成果として捉え、積極的に最高裁で争う考えは無く、敢えて期間内の不服申立を行いませんでしたが、エーチーム側が上告・上告受理申立を行ったため、期間徒過後に当機構側も相手方の手続に乗る形で附带上告受理申立を提起しました。同申立理由の内容は、「7万円」という不返還を更に大きく減額すべきだということです。

《最高裁判決の結論を受けた当機構のコメント》

令和6年3月15日、最高裁がエーチーム・アカデミーによる上告を棄却し、上告受理申立についても不受理決定をして、控訴審判決が確定したこと（※なお、当機構による上告受理申立は、同社による上告及び上告受理申立に附帯した申立であったため、同社上告棄却・受理申立不受理の結果として、判断は行わないということになりました）を受け、本件訴訟の意義について、当機構の見解をコメントします。

1 芸能人養成校に対する初めての差止請求訴訟の最高裁決定

芸能事務所のオーディションに合格したとして、芸能人養成校に誘導され、受講契約をさ

せられ、最初に高額の入学時一時金を徴収して、途中退学しても全く返還しないという同種紛争が、全国的に多発しています。

本件は、同種紛争について、適格消費者団体が差止請求訴訟を提起し、初めて差止が認められ、これが最高裁で確定した事例です。

2 芸能人養成校の受講者が「消費者」であることが認められた

一審では、エーチーム・アカデミーは、芸能人養成校の受講者が、「消費者」ではなく、いわゆるタレントとして「事業者」であると強く主張していました。

しかし、一審判決は、受講契約の実態と受講生の立場を正しく把握して、受講生が「消費者」であること、受講契約が「消費者契約」であることを認め、消費者契約法が適用されると判断し、これが高裁でも維持されて確定した点は、今後、「消費者性」が争われた裁判に参考になるものと考えられます。

3 芸能人養成校における入学金が「入学しうる地位の対価」と認められなかった

エーチーム・アカデミーは、本件の芸能人養成校における入学金（入学時一時金）が、大学の入学金と同様、「入学しうる地位の対価」としてその受領権限の正当化根拠につき主張していました。

この点、一審判決は、入学金の一部が入学しうる地位の対価であると認めていましたが、控訴審判決はこれを否定し、最高裁は控訴審判決の結論を維持し、確定しました。

芸能人養成校のような学校における入学金の法的性質の判断を示した点で、後の裁判に影響を与えると考えられます。

4 消費者契約法第9条1項1号の「平均的損害」の判断が分かれた

エーチーム・アカデミーは、平均的損害の立証を原告側に求め続けたが、控訴審裁判所が、同社に対し、積極的に説明や資料の開示を求める訴訟指揮を行ったことは重要である。それがなければ、入学時一時金の費目の詳細の解明はできなかった。今後も、裁判所としては同条項が問題となる消費者訴訟において同様の訴訟指揮をすべきである。

また、一審判決、控訴審判決は、いずれも、入学時一時金の個々の具体的な費目について、それぞれが平均的損害に該当するかを検討しているが、その該当性の判断は分かれた。ここに平均的損害の評価の困難性が表れていると考えられる。

5 平均的損害に「履行利益」が含まれない判断がなされた

平均的損害の評価が争われた他の消費者紛争や差止請求事案では、「履行利益」が平均的損害に含まれるか否かについて、これを肯定する判決も散見される。この点は、問題となった消費者契約の実態と約款の内容如何で判断が異なってくる部分と考えられるが、一審、控訴審とも、本件事実関係を前提として履行利益が平均的損害に含まれないとの判断を下した点は、本件における平均的損害の評価の上で重要な点であり、これも今後の類似事案に影響を与えるところと考えられる。

《最高裁判決の結果を受けた当機構の今後の対応予定について》

1 エーチーム・アカデミーに対する学則変更並びに受講生に対する自主的返金要請

- 当機構は、昨日 4 月 3 日、エーチーム・アカデミーに対して通知を発し、上記東京高裁判決の趣旨に沿って、その学則上の入学時諸費用 38 万円全額の不返還条項を修正し、そのうち 7 万円の範囲内でのみ不返還とする内容に、その他の説明資料も含めて訂正した上で、在校生及び今後の入校生に対して交付すると共に、今後の運用も改めることを求めました。
- 更に、過去の在校生との関係においても、東京高裁判決の趣旨に沿って、7 万円を超える 31 万円の部分につき、同社が自主的に返金措置を執ること（その旨の過去の受講生らに対する通知・広報を含む。）を求めました。
- その根拠は、入学時諸費用のうち 7 万円を超える 31 万円の部分が不当条項に該当して無効との判断が下されたのであるから、同部分はエーチーム・アカデミーの不当利得ということになり、過去の受講生は返還請求を有することとなるためです。

2 当機構による消費者裁判手続特例法に基づく提訴の可能性について

- エーチーム・アカデミーが、上記要請にも拘わらず然るべき誠実な個別対応を行わないような場合には、当機構としては消費者裁判手続特例法に基づく訴訟提起を検討することとなります。
- 被害回復対象者の範囲は、民法上の不当利得返還請求権の時効期間は 10 年間であり、また消費者裁判手続特例法の施行日は、2016（平成 28）年 10 月 1 日ですから、同法施行日以降にエーチーム・アカデミーに入校して、入学時諸費用 38 万円を払い込んだ受講生ですが、その全員か否かについては議論の余地があり、検討中です。
- なお、上記のとおり、最高裁判決・東京高裁判決の内容を前提とする限り、受講生側の返還請求権の存在は理論的に否定出来ませんから、提訴となった場合には、第一段階の共通義務確認訴訟は短期間で終結するものと予想されます。
- 以上の次第ですので、何卒、本件に関する広報につき、御協力のほどをお願い申し上げます。

以 上